

1 最近の再販売価格の拘束事件

件名 (公表年月日)	内容
<p>令和6年(措)第19号 株式会社関家具に対する件 (令和6年12月19日)</p>	<p>株式会社関家具は、遅くとも令和2年2月頃以降、次の行為を行うことにより、取引先小売業者に「Ergo human」の商標が付された椅子(以下「エルゴヒューマン」という。)を関家具が定めた「参考売価」と称する小売価格(以下「参考売価」という。)で販売するようにさせていた。</p> <p>(1) エルゴヒューマンを参考売価で販売する旨に同意した取引先小売業者にのみ販売する方針に基づき、エルゴヒューマンの取引を新たに開始する取引先小売業者からは、エルゴヒューマンを参考売価で販売する旨の同意を得るとともに、エルゴヒューマンの参考売価を引き上げる際には、その都度、取引先小売業者から、引上げ後の参考売価でエルゴヒューマンを販売する旨の同意を得ていた。</p> <p>(2) 取引先小売業者のインターネット上におけるエルゴヒューマンの販売価格を監視すること及び取引先小売業者から参考売価を下回る価格でのエルゴヒューマンの販売(以下「値引き販売」という。)を行っている他の取引先小売業者に関する苦情を受けることにより、値引き販売を行っている取引先小売業者が判明した場合、当該取引先小売業者に、参考売価で販売するよう要請していた。</p> <p>(3) 前記(2)の要請にもかかわらず値引き販売を継続した取引先小売業者に対しては、エルゴヒューマンの出荷価格の引上げを行うなどしていた。</p>
<p>日清食品株式会社に対する件 (令和6年8月22日警告)</p>	<p>日清食品株式会社は、即席麺5商品について、定番売価及び特売売価をそれぞれ設定した上で、小売業者に提示価格を遵守させるという方針の下、令和4年2月及び令和5年2月以降、小売業者に対して自ら以下の行為を行うとともに、取引先卸売業者をして以下の行為をさせている。</p> <p>(1) 通常時において、他の小売業者にも同様の要請を行っている旨を伝えたり、又は、要請を受け入れるまでは特売の条件を出さない旨を示唆したりするなどして、提示価格まで定番売価を引き上げることを要請することにより、提示価格で販売するようにさせている。</p> <p>(2) 特売時において、提示価格で販売することを前提に特売の条件を出すようにするなどして、提示価格まで特売売価を引き上げることを要請することにより、提示価格で販売するようにさせている。</p>
<p>令和4年(認)第4号 株式会社一蘭に対する件 (令和4年5月19日 確約計画の認定)</p>	<p>公正取引委員会は、株式会社一蘭に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>株式会社一蘭は、同社が販売する即席めん等(以下「一蘭の即席めん等」という。)に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて小売業者に販売しているところ、遅</p>

件名 (公表年月日)	内容
	<p>くとも平成30年1月以降、一蘭の即席めん等の商品ごとに希望小売価格を定めた上で（以下、当該商品ごとに定められた希望小売価格を「一蘭の希望小売価格」という。）、当該商品が小売業者において販売される態様（同一の商品を複数まとめる場合又は異なる商品を組み合わせる場合を含む。）にかかわらず</p> <p>(1) 当該商品の購入を希望する小売業者に対し、一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請し、これに同意した小売業者に</p> <p>(2) 取引先卸売業者をしてその取引先である当該商品の購入を希望する小売業者に一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請させ、これに同意した小売業者への販売を行うことになる当該取引先卸売業者に</p> <p>当該商品をそれぞれ供給している。</p>
<p>令和元年（措）第5号 コンビ株式会社に対する件 (令和元年7月24日)</p>	<p>遅くとも平成27年1月頃以降、コンビ株式会社が販売するベビーカー、チャイルドシート及びゆりかごのうち、「ホワイトレーベル」と称するブランドが付された商品（以下「ホワイトレーベル商品」という。）を同社が定める「提案売価」等と称する価格（以下「提案売価」という。）で販売する旨に同意した小売業者に自ら又は取引先卸売業者を通じてホワイトレーベル商品を販売することにより、小売業者にホワイトレーベル商品を提案売価で販売するようにさせていた。</p>
<p>令和元年（措）第3号 アプリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社に対する件 (令和元年7月1日)</p>	<p>遅くとも平成28年5月頃以降、次の行為を行うことにより、小売業者にアプリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社の育児用品を同社が定める「提案売価」等と称する価格（以下「提案売価」という。）で販売するようにさせていた。</p> <p>① 提案売価を下回る販売価格（以下「逸脱売価」という。）で販売している又は販売しようとしている小売業者を把握するため、次の行為を行っていた。</p> <p>ア 小売業者の販売価格を自ら定期的に調査していた。</p> <p>イ 小売業者のチラシの配布に先立ち、当該チラシに掲載される販売価格を自ら確認し又は取引先卸売業者をして確認させていた。</p> <p>ウ 取引先卸売業者及び小売業者から、逸脱売価で販売している小売業者に関する苦情を受け付けていた。</p> <p>② 前記①の行為により、逸脱売価で販売している又は販売しようとしていることが判明した小売業者に、提案売価で販売するよう、自ら要請を行い又は取引先卸売業者をして要請を行わせていた。</p> <p>③ 前記②の要請にもかかわらず、逸脱売価で販売し続ける小売業者に対しては、出荷を停止し、又は取引先卸売業者をして当該小売業者に対する出荷を停止させるなどしていた。</p>

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～三 （略）

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること。

イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

ロ （略）

五・六 （略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。